

令和4年8月

お客さま各位

兵庫県警察信用組合

未利用口座管理手数料の新設に伴う普通預金規定等の一部改正について

平素より当組合をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

当組合では、出資のないお客さま（非組合員さま）の名義で、長期間ご利用のない未利用口座を対象とした「未利用口座管理手数料」を新設させていただくこととしました。

これは、長期間利用されていない口座が不正利用される被害を防止するためのものです。

対象となる出資のないお客さま（非組合員さま）には、口座利用の再開、または、今後ご利用予定のない場合は、不正利用防止の観点から解約のご検討をお願いいたします。

なお、出資をいただいている組合員さま、および常日頃から入出金等のお取引をいただいているお客さまの口座が対象となることはございません。

記

| | |
|------------|---|
| 規定改定日 | 令和4年8月1日 |
| 対象者 | 出資のないお客さま（非組合員さま） |
| 対象の口座 | 2年以上未利用で残高1万円未満の普通預金口座（総合口座を含みます。）を未利用口座の対象として、取扱いさせていただき、口座維持、管理にかかる手数料をご負担いただきます。 ただし、定期預金のある1万円未満の普通預金口座のお客さまや融資のお取引があるお客さまは対象外となりますが、盗難や紛失等によりご利用を停止している口座は対象となります。 |
| 判定条件 | 毎年7月31日現在において、最終のご利用日から2年以上一度もお取引がなく、残高が1万円未満の口座を未利用口座とさせていただきます。 ただし、お取引には、通帳記帳、残高照会、利息の付与、および未利用口座管理手数料の引落しは含みません。 |
| 内容 | 未利用口座管理手数料をご負担いただくお客さまには、事前にお届け住所宛てにご案内を発送いたします。なお、発送した案内が延着又は到達しなかった場合でも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。 ご案内発送後、3ヶ月を経過してもご利用や解約等の申出がない場合は、未利用口座管理手数料を引落しさせていただきますので、それまでに口座をご確認いただき、再度ご利用していただくか又は解約されることをお勧めします。 なお、翌年以降もお取引のない状態が続く場合は、同様に未利用口座管理手数料をご負担いただきます。 |
| 手数料引落開始予定日 | 令和6年12月以降を予定 |
| 手数料金額 | 年間1,320円（税込み）（令和4年8月基準） |
| 自動解約の概要 | 未利用口座管理手数料の引落しの際に、未利用口座の残高が所定の手数料金額に満たない場合は、残高全額を手数料に充当したうえで未利用口座を解約させていただきます。 |
| 注意事項 | 未利用口座管理手数料のご返却および解約口座の再利用には応じかねますので、予めご了承ください。 |
| その他 | 未利用口座管理手数料の取扱いについて変更がある場合は、当組合ホームページ等でお知らせいたします。 |

令和4年8月

お客さま各位

兵庫県警察信用組合

一定金額未満の口座解約手続きにおける「署名」による手続きの実施について

当組合では、普通預金規定等を一部改正し、普通預金口座等を対象に、残高が1万円未満の口座解約手続きにおける「署名」による手続きを下記のとおり実施します。

記

1 対象となる預金規定

- ・普通預金規定
- ・総合口座取引規定

2 改定日

令和4年8月1日

3 主な改定内容

(1) 対象となるお客様

個人のお客様

(2) 対象の口座

残高1万円未満の口座

(3) お手続きに必要な事項

- ・ご本人の来店
- ・運転免許証等の顔写真付き本人確認書類のご提示
- ・通帳の提出
- ・遠方等の理由によりご本人が来店できない場合は、当組合による本人確認を行い、かつ当組合所定の方法により手続きいたします。

対象となる預金規定は、ホームページをご覧ください。